

平成 17 年 7 月 8 日

林野庁森林整備部計画課・整備課 御中

国土交通省河川局治水課

ダム周辺の山林保全措置に対する費用負担制度について（回答）

平成 17 年 7 月 8 日付けで照会のあった件について、以下の通り回答します。

1. ダム周辺の山林保全措置に対する費用負担制度（以下、「山林公有地化事業」という。）の運用に関し、以下の通り確認する。

（１）山林公有地化事業の費用負担の対象である「道路の付替に代え、地元地方公共団体等が当該山林の管理のための施設整備を行う場合」とは、山林管理のための作業道等を整備する場合であって、基本的に造林、保育及び伐採等の森林施業は含まない。

ただし、徳山ダムにおける山林公有地化事業については、公共補償の代替措置の範疇として山林を取得することに伴い管理費用が嵩むため、これに相当する費用の負担を行うものが限定的に含まれる。

なお、徳山ダムにおける今回の取扱いについては、当該地区特有の事情に鑑み、例外的に行うものであり、今後の先例としない。

また、徳山ダムにおける山林公有地化に係る取得山林の整備・保全は、森林計画制度に基づき実施されるものである。

（２）国土交通省は、山林公有地化事業の具体的な適用予定の箇所及び事業内容について、林野庁と事前に十分な時間的余裕をもって協議・調整するとともに、協議・調整に基づき当事業が円滑に運用されるよう、関係機関に対して適切に指導等を行う。

また、当事業の今後の円滑な実施のため、林野庁と国土交通省の間で、当事業の進捗状況及び実施予定について、毎年度定期的に調整会議を開催する。

（３）山林公有地化事業の実施が、今後とも、従来の農林水産省及び国土交通省の権限関係及び所掌範囲に何ら変更を及ぼすものでない。

2. 国土交通省から水資源機構に対し、以下について要請する。

徳山ダム周辺山林へのアクセスのための措置に係る関係機関間の協議・調整については、作業路の構造、作業路整備のスケジュール、船舶の活用のあり方等を含め、水資源機構が山林公有地化事業の実施主体である地元自治体と調整を図り適切に対処すること。

3. 徳山ダムにおける山林公有地化に係る基本協定の内容については、事前に連絡する。

また、国土交通省及び水資源機構が行う徳山ダムにおける山林公有地化のPR方法については、国土交通省並びに水資源機構から林野庁に対し事前に調整する。